

わた SHIGA 輝く国スポ栗東市売店設置者募集要領

(案)

1 趣旨

わた SHIGA 輝く国スポ栗東市開催競技に参加する選手・監督等の大会関係者及び一般観戦者の便宜を図るとともに、地域の特産物等の紹介及び販売を促進するため、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の出店者を募集する。

2 設置場所・期間及び募集店舗数

売店の設置場所、期間及び募集店舗数は下記のとおりとする。なお、設置期間は下記期間中から1日単位で選択することができる。ただし、設置期間中の途中開設、閉店は原則として認めないものとする。

【わた SHIGA 輝く国スポ栗東市競技会関係】

競 技	会 場	期 間（令和7年）	募集店舗数
ゴルフ（成年男子）	琵琶湖カントリー倶楽部	9月28日（日）～30日（火）	6程度
レスリング（全種別）	栗東市民体育館	9月29日（月）～10月2日（木）	6程度

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として開始式又は競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じて変更することができる。

4 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章又はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キヤッフィー」「チャッフィー」等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(2) 郷土物産品

本市または滋賀県の物産品として、営業店舗等で販売しているもの。

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。ただし、実行委員会が郷土物産品と認めるものは販売品目とすることができる。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）にお

いて製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理、加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

5 出店料及び出店者条件

出店料は無料とし、出店者条件はわたSHIGA輝く国スが栗東市売店設置運営要項（以下、「要項」という）に規程するとおりとする。

6 売店設備

売店出店に伴う1ブースあたりの設備等の基準は、次のとおりとし、実行委員会が準備する。

(1) テント 1 張（2 間×3 間、約 20 m²）

(2) 長机 6 台 以内

(3) 椅子 4 脚 以内

※ テント 0.5 張での出店を希望される場合は、長机、椅子はそれぞれ半数を準備する。

この場合、原則2間×3間テントを2分割する形での利用とするが、配置上やむを得ない場合は1.5間×2間テントを準備する。また、実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備するものとする。

7 募集期間及び受付時間

(1) 募集期限 【令和7年 月 日（ ）】

(2) 受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

※ ただし、応募状況により変更することがあります。

8 申請方法

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者、搬入車両予定表及び持込備品調書（様式第3号）、誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、実行委員会に持参、郵送またはメールで提出するものとする。

9 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、要項及び本要領に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土物産品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が次のいずれかに該当するときは、実行委員会は優先して選定し、これによりできない場合は抽選により選定する。

なお、実行委員会は内容確認のため、提出された出店完成書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

- (1) 販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障がい者就労施設等
- (3) 市内に店舗を有するもの
- (4) その他実行委員会が適当と認めたもの

10 その他

出店にあたっては、わた SHIGA 輝く国スポが栗東市売店設置運営要項を遵守すること。

11 提出・お問い合わせ

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会事務局

(栗東市教育委員会国スポ・障スポ推進課内)

〒 520-3088 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

電話：077-551-0661（直通） FAX：077-551-0149

E-mail：kokusupo@city.ritto.lg.jp

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会会則（令和5年6月9日施行）第13条第3項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干人

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員の中からわたSHIGA輝く国スポ・障スポ栗東市実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、又は議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会は、会長が委嘱した者（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、

「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期を準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月9日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光・おもてなし（歓迎装飾）に関すること。 6 大会旗及び炬火イベントに関すること。 7 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技会の運営に関すること。 2 式典及び表彰式に関すること。 3 競技施設及び関連施設の整備に関すること。 4 競技用具の整備に関すること。 5 競技役員等の養成及び編成に関すること。 6 その他競技、式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊及び配宿計画に関すること。 2 環境衛生及び食品衛生に関すること。 3 医療救護に関すること。 4 医事衛生に関すること。 5 防疫計画に関すること。 6 標準献立及び食品調達に関すること。 7 その他宿泊及び衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送交通に関すること。 2 交通及び駐車場対策に関すること。 3 消防及び警備に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

